

**始めよう！協働を。
E C O近畿をめざして**

環境省・パートナーシップ近畿プラザ運営業務

請負団体応募書類

2004年12月8日

特定非営利活動法人 大阪府民環境会議（OPEN）

目 次

環境省・パートナーシップ近畿プラザ（仮称）運営業務の遂行にあたって 私たちの基本的な考え方	2
環境省・パートナーシップ近畿プラザ運営業務計画	
. 管理・運営体制	3
1 . 環境省などとの連携	3
2 . O P E Nの運営・管理体制	3
3 . 近畿プラザの運営・管理体制	4
4 . 施設の管理	8
5 . 施設の運営	9
6 . 事業フロー	12
7 . より広範な近畿圏の環境N P Oなどとの連携	13
. 事業計画	14
1 . 平成16年度事業計画	14
2 . 平成17年度事業計画	16
3 . 平成16～17年度の事業スケジュール	19
4 . 中・長期的な事業展開	21
. 事業評価の考え方	22

環境省・パートナーシップ近畿プラザ（仮称）運営業務の遂行にあたって

私たちの基本的な考え方

私たち特定非営利活動法人 大阪府民環境会議（以下「OPEN」という）はこれまで、今日の環境問題をグローバルな視点から地域社会の問題として研究していくとともに、人間の真の豊かさ、幸せを問いながら、人づくり（環境教育・環境学習）や市民参画を基本とした、豊かな地域社会の環境保全（循環と共生を基調にしたまちづくり、まちとむらの交流）および地球環境に対して健全な文明・文化の創造、いわゆる環境文化の創出に寄与することを目的に、自治体や事業者、環境 NGO / NPO 等に多くの提言や、環境計画策定調査業務などに関わってきました。

運営業務の遂行にあたっては OPEN が調査を行った『平成 16 年度近畿地区環境パートナーシッププラザ整備運営検討業務報告書』での『近畿プラザの役割』を踏襲します。これにより、コンセプトとして位置づけた『活発な市民環境力による内発的な環境保全活動を創出する場』を作り出すことを目指します。

近畿プラザの役割やあり方などの枠組みをつくるにあたり、多くの市民や NGO / NPO、環境省や近畿地区の自治体などに直接意見を聞き、また、近畿地区環境パートナーシッププラザ設置検討会において、近畿プラザのあるべき姿を議論してきました。これらの取り組みは、まさにパートナーシップによる近畿地区での環境保全活動の基礎となるものであると考えます。

OPEN は、環境保全に携わる多様な分野の団体と豊富な人材で構成されたネットワーク組織である利点を活かし、また、一連の検討業務で培った市民・NGO / NPO、事業者、行政とのパートナーシップ構築のノウハウを活かし、近畿プラザの運営業務に積極的に取り組む所存です。さらに OPEN 自体も、運営業務を担う中で、より一層近畿地区に根ざした環境パートナーシップによる環境保全活動の一端を担う団体として、発展していきたいと考えます。

本運営計画の提案が、近畿 2 府 4 県、広くは国内外の環境問題に取り組む全ての方々との良好かつ発展的な関係を構築し、相乗的な環境保全の取り組みや環境教育・環境学習が各地で行われていくことを願ってやみません。

環境省・パートナーシップ近畿プラザ運営業務計画書

・管理・運営体制

1．環境省などとの連携

OPEN は、環境省・近畿地区環境調査官事務所（以下「調査官事務所」とよぶ）および運営委員、地域委員と適切に連携を図りながら、近畿プラザの運営に主体的に参画していく。

日常的な派遣職員との連携はもちろん、隔週で行われる近畿プラザ職員と調査官事務所のミーティングにも原則として参加し、派遣職員と調査官事務所、環境省との連携を図る。また、年に複数回行う運営委員会では、受託団体として参画する。

これらの会議では、運営委員や地域委員、調査官事務所などと広く意見交換をしながら運営を検討していくとともに、OPEN でも独自のネットワークや設置検討会でのつながりを活かし、広く市民の意見を取り入れた議論を運営に反映させていく。

2．OPEN の運営・管理体制

OPEN は、図1の運営・管理体制に示す常勤職員2名（以下「近畿プラザ職員」という）を派遣するとともに、検討業務に携わったメンバーを中心として「近畿プラザ・ワーキングチーム（以下「ワーキング」という）」を形成し、近畿プラザの受託業務趣旨とOPENのミッションを基に、OPENの窓口として、近畿プラザの運営業務の支援を行う

(1)ワーキングの構成

- ・OPENの各委員会（温暖化防止、自然・里山、環境教育）担当の常務理事より5名程度
- ・近畿プラザ職員の補佐スタッフ（女性1名）

(2)ワーキングの役割

- ・近畿プラザの事業企画・運営
- ・調査官事務所との連絡調整
- ・事務局会議や運営委員会への参加
- ・OPEN理事会との連絡調整
- ・各NGO/NPO、行政、事業者との連絡調整支援
- ・その他近畿プラザ運営に必要な業務支援

3. 近畿プラザの運営・管理体制

(1) 運営委員会

1. 目的	近畿プラザのコンセプト・役割に基づいた事業運営を継続する。
2. 方法(案)	年度内に2回(5月および10月)程度開催し、事業運営方針や事業計画を検討する 調査官事務所、環境省、地域委員、受託団体が出席する 運営委員会に「運営委員会世話人(仮称)」を設け、運営委員との連絡調整を行う 運営委員会の運営方法および委員選考については、平成16年度中に別途協議する

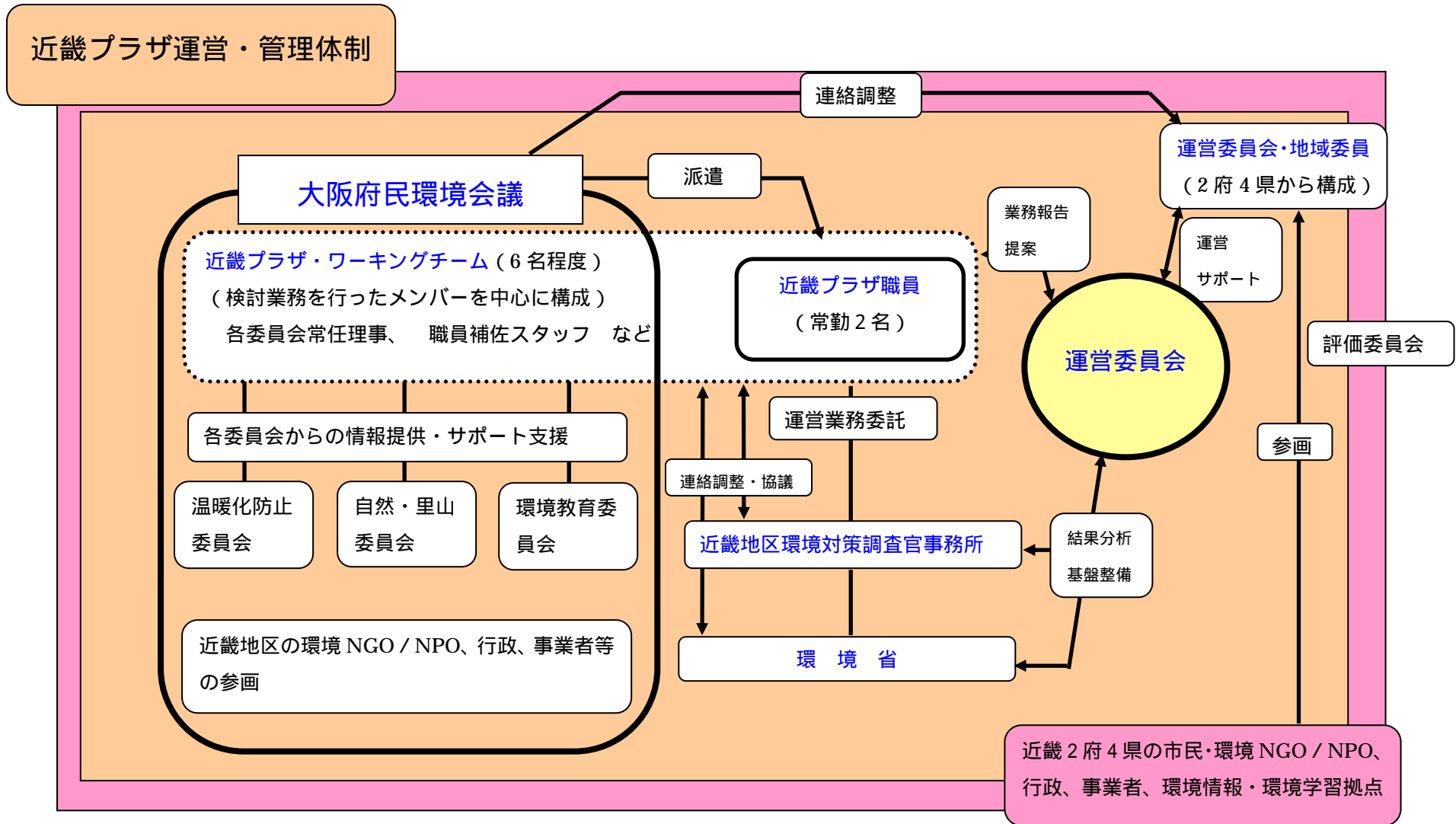
(2) 評価委員会

1. 目的	近畿プラザの事業を、専門性を持った委員による公正な評価を受けることにより、事業の透明性と健全性を確保し、近畿プラザのコンセプト・役割に基づいた事業を継続する。
2. 方法(案)	年度ごとに1回(6月)開催し、評価を事業運営や事業計画に反映する なお、運営委員会にオブザーバーとして参加する 評価の基準に関しては、評価委員、調査官事務所、環境省、OPENにより、平成16年度中に策定する なお、適宜、評価基準の見直しを図る

(3) 事務局会議

1. 目的	事業運営方針および事業計画に基づき、円滑に各事業を運営する。
2. 方法(案)	原則として、毎月1回程度開催して事業運営の状況を共有し、今後の方針を協議する なお、必要なときは、臨時に開催する 近畿プラザ職員、調査官事務所、受託団体が出席する

図1 運営・管理体制



(4) 職員

派遣人数など

OPEN は、近畿プラザの管理・運營業務を担当する職員を 2 名、ともに常勤として派遣する。

近畿プラザ職員の資質など

- ・近畿プラザ職員の資質は、近畿プラザの管理・運営を円滑に遂行するため、「近畿地区環境パートナーシッププラザ整備運営検討業務」報告書に記されたものとし、さらに近畿プラザが環境省の公共施設であることを十分理解し、その適正な管理・運営に取り組むことができる資質も併せる。
- ・OPEN は近畿プラザ職員が常に上記の意識を持って職務にあたっているか点検し、円滑な業務を遂行する責任を負うこととする。

選考方法

選考は、OPEN の広範なネットワーク機能を活かし、その参画団体の職員、スタッフ、会員、また参画団体が最近行った職員等の人材公募の応募者を対象として書類選考、面接選考を行い、2 名を選出した。

近畿プラザ職員として派遣する予定者（詳細は添付の履歴書参照）

- 氏名 谷川 毅（たにがわ つよし）
性別 男
年齢 27 歳
肩書等 社団法人 大阪自然環境保全協会職員（常勤）

- 氏名 廣田 学（ひろた まなぶ）
性別 男
年齢 24 歳
肩書等 特定非営利活動法人
とよなか市民環境会議アジェンダ 21 理事
大阪市立大学大学院文学研究科人間行動学専攻
社会学専修前期博士課程（2005 年 3 月修了見込み）

職務分掌の概略

○谷川 毅

派遣職員総括責任、環境省 / 環境省近畿地区環境対策調査官事務所 / 近畿プラザ運営委員会 / 同評価委員会との連絡調整、渉外、受託事業担当、管理・運営担当補佐、経理など

○廣田 学

総括責任補佐、管理・運営担当、受託事業担当補佐、広報、会計など

労働条件など

○勤務、休暇

- 1) 勤務日時.....原則として火曜～土曜の10:00～19:00のうちの8時間とし、日時は業務の状況に応じて変更する。
- 2) 休暇勤務日時以外 / 夏期および年末年始に各7日程度 / 有給休暇

○給与・通勤交通費・保険の合計額 = 人件費 < 詳細は見積書参照 >

- 1) 総括責任 = 月額 340,000 円 × 12 か月 = 4,080,000 円
- 2) 総括責任補佐 = 月額 160,000 円 × 12 か月 = 1,920,000 円
- 3) 人件費 = 1) 2) の合計 6,000,000 円

○保険の種類 = 健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金 2005年4月以降は介護保険も追加

○OPEN と近畿プラザ職員は雇用契約書を交わす。

○近畿プラザ職員には1年に1回、健康診断を受診してもらう。

就業規則の作成

調査官事務所と別途協議する。

4. 施設の管理

近畿プラザは、近畿プラザ職員が管理し、調査官事務所職員も協力していくこととする。

1. 開館時間、曜日	<p>開館時間は原則として 10:00～19:00 とする 開館曜日は原則火曜日～土曜日 日曜、月曜、祝日、夏季（お盆前後）および年末年始は休館日とする</p> <p>近畿プラザの開閉作業は原則として近畿プラザ職員が行うこととする。近畿プラザ職員が出張や事故などにより開閉作業ができない場合には、調査官事務所職員が開閉作業を行うこととする</p>
	<p>開閉作業内容 入り口等の鍵の開閉、留守番電話設定および確認、光熱水機器の管理、パソコン等機器類の電源の確認、業務日報の作成など</p>
2. 安全管理	<p>近畿プラザの安全管理は近畿プラザ職員が適切に行うとともに、以下の内容を整備する。（防犯ビデオの設置検討）</p> <p>非常時の連絡網整備（OPEN、調査官事務所、環境省をはじめ、事業関係者、消防署、医療施設など） 管理責任者の設置および非常時対応マニュアルの作成 非常時には近畿プラザ職員が調査官事務所、環境省および OPEN 担当者に連絡のうえ、必要な応急処置を行う 近畿プラザ職員が不在の場合には、調査官事務所職員が対応にあたる</p>
3. 備品の管理	<p>事務所備品の管理や発注は近畿プラザ職員が適切に行う 故障等の発生時には速やかに調査官事務所に連絡し、OPEN 担当者とともに対応にあたる</p>
4. 管理費の会計管理	<p>近畿プラザ職員が管理する ミーティング時に調査官事務所と OPEN 担当者がチェックを行い、適切に運用が行われるよう定期的に管理を行う</p> <p>事務所管理費内容 会議費、旅費交通費（近畿プラザ職員）、会議費（運営委員会・評価委員会）、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、光熱水道費、他雑費等 近畿プラザの賃借料および設立当初の什器備品費は調査官事務所の近畿プラザ整備事業費から拠出するものとする</p>

5. 施設の運営

近畿プラザ施設の運営はレイアウト案（図2）をもとに以下のような運用が考えられる。

(1) 環境サポーター団体の登録

近畿プラザの事業方針に賛同する環境関連団体が「環境サポーター団体」として登録を行う。なお、募集要領について別途検討する。

「環境サポーター団体」の創設目的

近畿プラザ内の「環境BOX」の積極的な利用促進

近畿プラザの機能、会議室の活用

近畿プラザを拠点とした環境保全活動の促進

近畿プラザとの協働事業の企画の促進

については、平成17年度から定期的にミーティングを行う。

(2) 環境情報の閲覧・活用

近畿プラザに設置された各備品を使用して、環境情報の閲覧サービスを行う。

市民・NGO/NPO、行政、企業、教育機関の団体情報及び活動情報（イベント、定例活動）

環境パートナーシップによる協働事業の事例

専門書（市民・NGO/NPO、行政、企業、教育機関等からの報告書等を中心として扱い、普及啓発など一部を除いた一般書籍の扱いは控え目とする）

データベースの検索・閲覧（専門書、団体情報、活動情報、パートナーシップの事例）

(3) フリースペース、備品・器材の活用

環境保全活動、環境教育・環境学習を促進するため、印刷機等の備品・器材およびフリースペースの活用を図る。

- ・環境サポーター団体および所定の申込をした個人・環境団体への提供
- ・パソコンでのデータ持ち込みによる編集作業等は、セキュリティ面での危険性が高く、保留とする。

(4) 来客・メディアなどへの対応

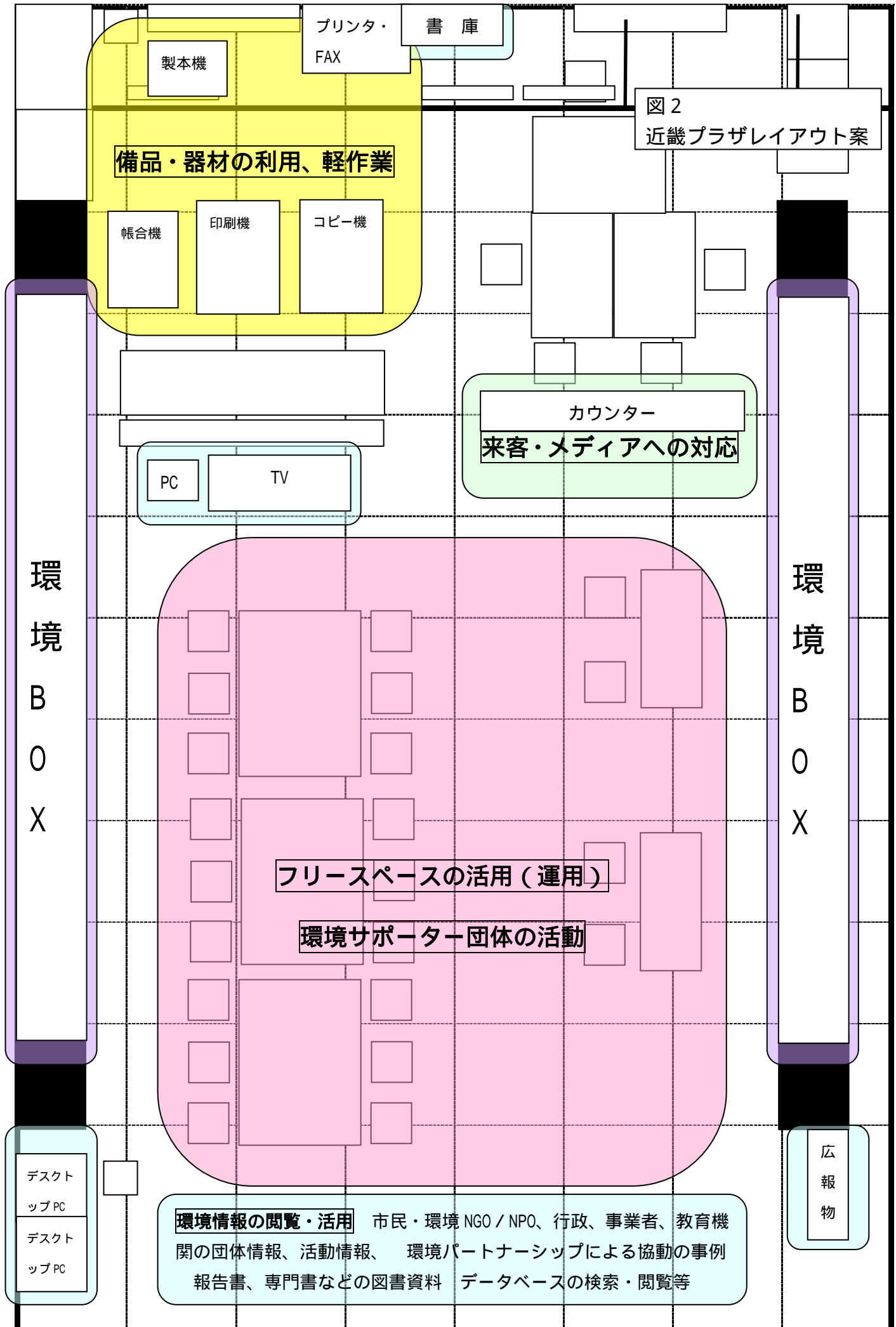
情報提供、パートナーシップ協働事業等の相談に関しては原則として予約のうえ対応する。

(5) 運営委員会の開催

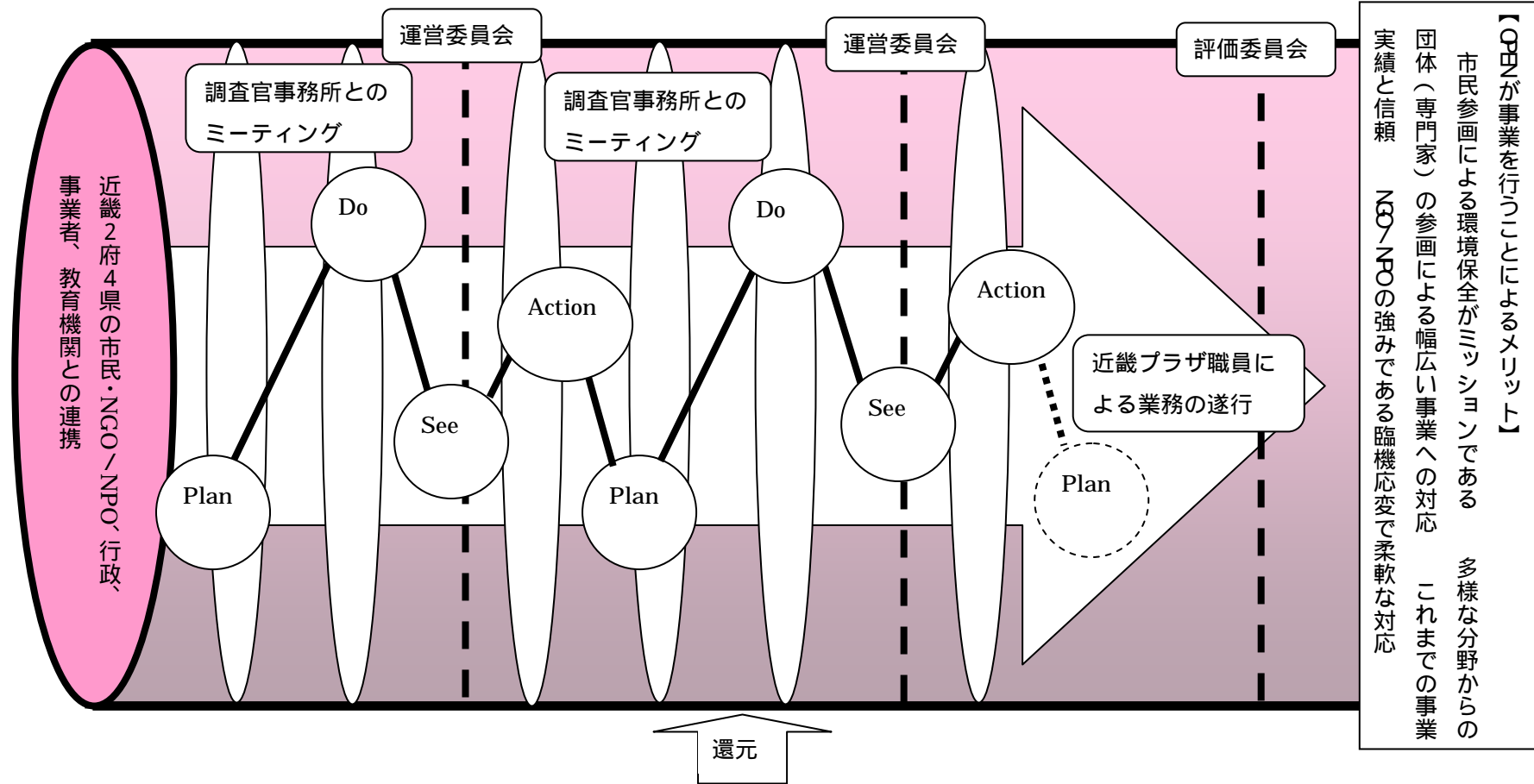
平成 16 年度は検討会の内容を踏まえながら、調査官事務所とのミーティングを行いながら運営する。

平成 17 年度は 5 月・10 月（案）に近畿プラザで開催する。

運営委員会には「運営委員会世話人（仮称）」を設け、運営委員との連絡調整を依頼する。



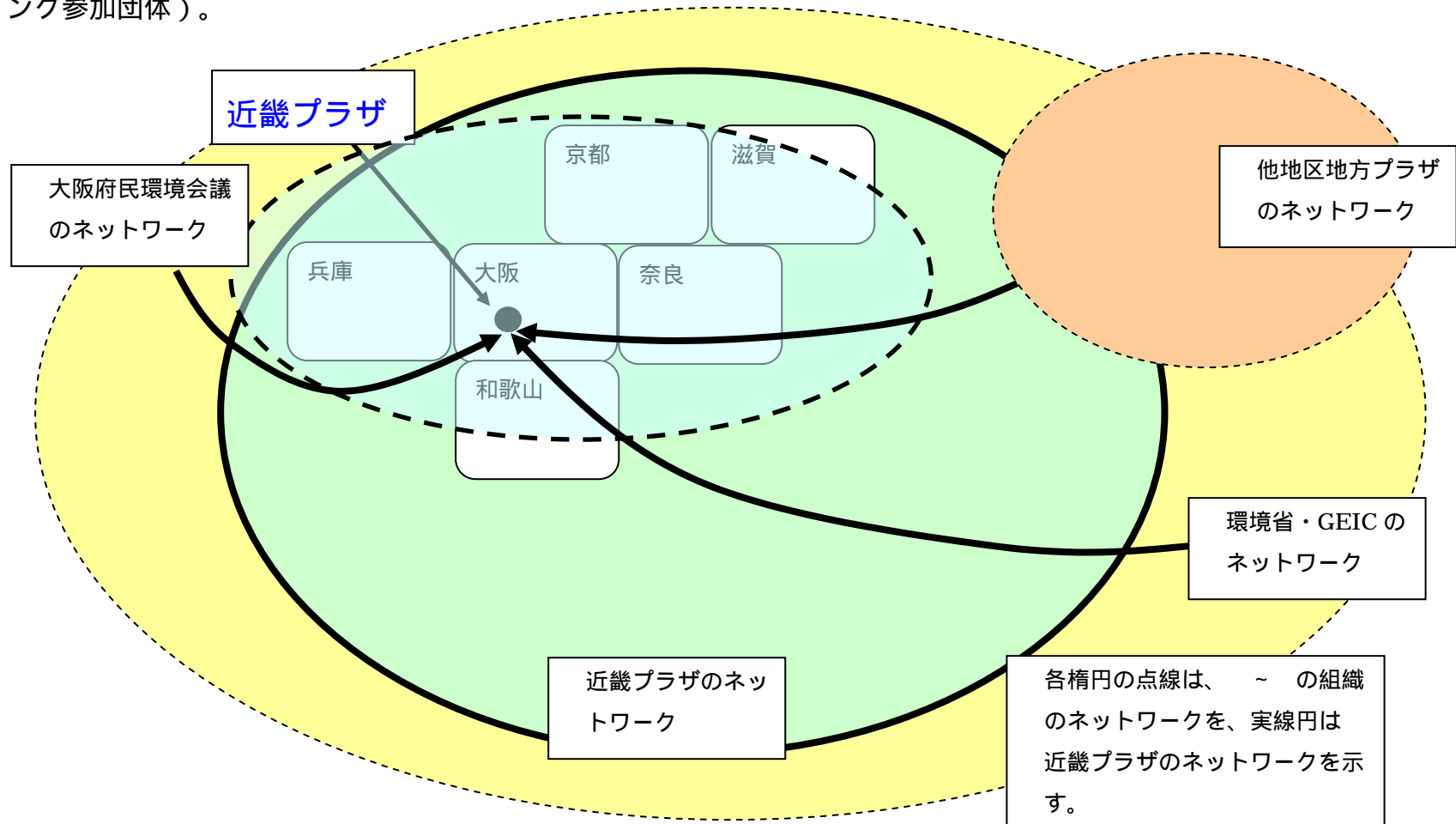
6. 事業フロー



ネットワーク組織の利点を活かした、OPENによる、各所での近畿2府4県の各主体の参画と事業のサポート・コーディネート

7. より広範な近畿圏の環境 NPO などとの連携

OPEN のネットワークと環境省、地球環境パートナーシッププラザなどとのネットワークにより、より広範かつ緻密な環境 NGO / NPO などとの早期からの連携を円滑に行う（参考資料：アンケート・ヒアリング参加団体、タウンミーティング参加団体）。



・事業計画

1. 平成 16 年度事業計画

(1) 事業の方向性

近畿地区において、積極的に近畿プラザと近畿地区自治体、環境 NGO / NPO、事業者などとのネットワークを構築する。
近畿プラザ内の備品などの整備を行う。

(2) 事業期間

平成 17 年 1 月（開館日）～ 3 月 31 日

(3) 事業内容

ア) 近畿プラザ開設の広報・PR

1. 事業内容	近畿プラザ開設の広報
2. 方法	行政担当部署、事業者、環境 NGO / NPO、教育機関、メディアなどへの開設の案内送付 環境省、調査官事務所、OPEN、関係諸団体によるホームページによる広報 下記ウ)『環境フォーラム』の開催

イ) 環境パートナーシップを担う人材の育成

1. 目的	環境パートナーシップの行政担当者の担い手の育成
2. 事業内容	行政担当者の情報収集 講座の企画
3. 方法	調査官事務所、GEIC、OPEN の情報をもとに調査 A) 近畿プラザ開設のお知らせ B) 環境フォーラムの案内送付

ウ) パートナーシップによる環境保全活動に関する意見交換の場づくり

1. 目的	近畿プラザの広報、オープニングセレモニーを兼ねる
2. 事業内容	『環境フォーラム』の開催
3. 方法	テーマ：『パートナーシップ近畿プラザ（仮）オープニングセレモニー & 交流会』 日時：平成 17 年 2 月下旬 15:30～17:30 会場：OMM ビル貸会議室および近畿プラザ事務所 開催規模：200 名程度予定 プログラム（案）： 15:00 開場、受付 15:30 開会、主催者挨拶（調査官事務所所長） 15:40 基調報告『パートナーシップ近畿プラザ（仮）検討会報告』高月 紘氏（元検討会委員長）

	<p>16:10 パネルディスカッション『市民参画で近畿地区から発信する環境パートナーシップ』 パネラー：元検討会委員4名 内容：パネラーの各地域での環境パートナーシップへの取り組みと近畿プラザへの期待</p> <p>17:10 近畿プラザ見学</p> <p>17:30 終了 コーディネーター：高月 紘氏</p>
--	--

エ) 環境情報の受発信

1. 目的	サービス提供のための環境情報の整備
2. 事業内容	環境関連団体情報収集 ホームページの開設・運用 情報ネットワーク構築 環境パートナーシップ事例調査 メディアとのコミュニケーションづくり
3. 方法	調査官事務所、GEIC、OPENなどの基礎情報をもとに近畿地区の環境関連団体の基礎情報を収集、管理(OPENは別添資料2の団体情報の収集を行う) 近畿プラザ概要と団体、行事情報の検索 オンラインによる情報共有・連動(GEIC、地方プラザ) 定期的に調査、相談を受けた事例などの蓄積、業務への活用 メディアへの情報提供

オ) 他団体との協働事業

1. 目的	広報も兼ねた各地域の環境パートナーシップの現状を把握、地区単位での促進のきっかけづくり、地域委員の発掘
2. 事業内容	地域への環境パートナーシップ会議への参加もしくは後援(和歌山、奈良)
3. 方法	各行事への参加、可能であれば後援 和歌山(1月30日) 奈良『なら環境パートナーシップ交流大会』(2月6日)

2. 平成 17 年度事業計画

(1) 事業の方向性

平成 16 年度に構築した基盤を元に事業展開を行う。平成 16 年度イ) ~エ) の三本柱をもとに近畿 2 府 4 県各地においての足がかり的な事業を展開していく。

(2) 期間

平成 17 年 4 月 ~ 3 月末日

(3) 事業内容

ア) 環境パートナーシップを担う人材の育成

1. 目的	2 府 4 県の環境行政職員を対象とした、環境パートナーシップ理念の普及および実践への足がかりづくり
2. 事業内容	人材育成連続講座
3. 方法	<p>テーマ「市民・NGO/NPO と行う環境保全」</p> <p>日時：8・10・12・2月の第4土曜日 13：30～16：30</p> <p>会場：OMM ビル貸会議室</p> <p>募集人数：30 名程度（行政担当者）</p> <p>各回のテーマ（案）：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「環境パートナーシップとは」 2. 「市民・NGO/NPO と協働していくために～成功談」 3. 「環境パートナーシップを始めよう、その障壁とは」 4. 「今後の取り組み～それぞれの取り組みを共有しよう」 <p>プログラム（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師 1 名による講義（OPEN 理事等）13：30～14：30 ・講義内容を受けてのワークショップ 14：40～15：30 ・まとめ、次回予告 16：20～16：30

イ) パートナーシップによる環境保全活動に関する諸課題をテーマにした意見交換の場づくり（他団体との協働事業）

1. 目的	広報も兼ねた各地域の環境パートナーシップの現状を把握、地区単位での促進のきっかけづくり、地域委員の発掘
2. 事業内容	タウンミーティングの開催（平成 16 年度才）を継承＜サポーター団体との協働事業計画
3. 方法	<p>タウンミーティングの開催</p> <p>テーマ：『環境パートナーシップ近畿 2005 タウンミーティング（仮）』</p> <p>日時：</p> <p>滋賀：7月下旬 13:30～16:30（13:00 開場）</p> <p>共催予定：滋賀県、大津市</p>

	<p>兵庫：9月上旬 13:30～16:30（13:00開場） 共催予定：兵庫県、兵庫環境創造協会</p> <p>京都：11月下旬 13:30～16:30（13:00開場） 共催予定：京都府、京都市、気候ネットワーク、 環境市民、京エコロジーセンター</p> <p>大阪：2月上旬 13:30～16:30（13:00開場） 共催予定：大阪府、大阪市 遠隔地会議が可能となっていれば、環境省担当者 や地方プラザとの遠隔地会議を実施</p> <p>開催規模：50名程度を予定</p> <p>プログラム（案）： 13:00 開場、受付 13:30 開会、主催者挨拶（各地域共催者代表） 13:40 基調講演 14:10 パネルディスカッション（グループワーク方式では） 『近畿地区から発信する環境パートナーシップ』 パネラー：元検討会委員2名＋共催団体より2名 内容：パネラーの各地域での環境パートナーシ ップへの取り組みと近畿プラザへの期待</p> <p>16:30 終了 コーディネーター：共催団体に依頼（各1名）</p> <p>環境サポーター団体との協働事業 年8回程度のミーティングを行い、平成18年度を目標に 近畿プラザとの協働事業の企画を行う。 平成17年度では タウンミーティング大阪会場の企画・ 運営において協力団体を募集、企画・検討を行う。</p>
--	--

ウ) 環境情報の受発信

1. 目的	環境情報の充実、運用
2. 事業内容	<p>環境関連団体情報収集</p> <p>ホームページの開設・運用</p> <p>情報ネットワーク構築</p> <p>環境パートナーシップ事例調査</p> <p>情報誌の発行</p> <p>メディアへのコミュニケーションづくり</p>
3. 方法	<p>～の業務ごとに随時計画を立て、実行する。</p> <p>環境関連団体データベースの公開と運用</p> <p>講座、タウンミーティング、各地行事などの案内を追加 オンラインによる情報共有・連動（地方情報拠点）</p> <p>定期的に調査、相談を受けた事例などの蓄積、業務への 活用</p> <p>年3回の発行（4、8、12月）を行う</p> <p>メディアへの情報提供</p>

エ) 広報・後援

1. 目的	各地域での関係構築と事業の展開を図る。サポーター団体の参画による事業を展開する。
2. 事業内容	環境月間(6月)での兵庫、11月大阪(環境フェスティバル)でのイベントへの参加、広報 温暖化防止月間(12月)で京都、大阪、兵庫、滋賀での温暖化防止に関するフォーラムの後援
3. 方法	近畿2府4県での行事等による協力や後援を行い、場合によっては共催する。

3. 平成16年度～17年度の事業スケジュール

平成16年度事業スケジュール

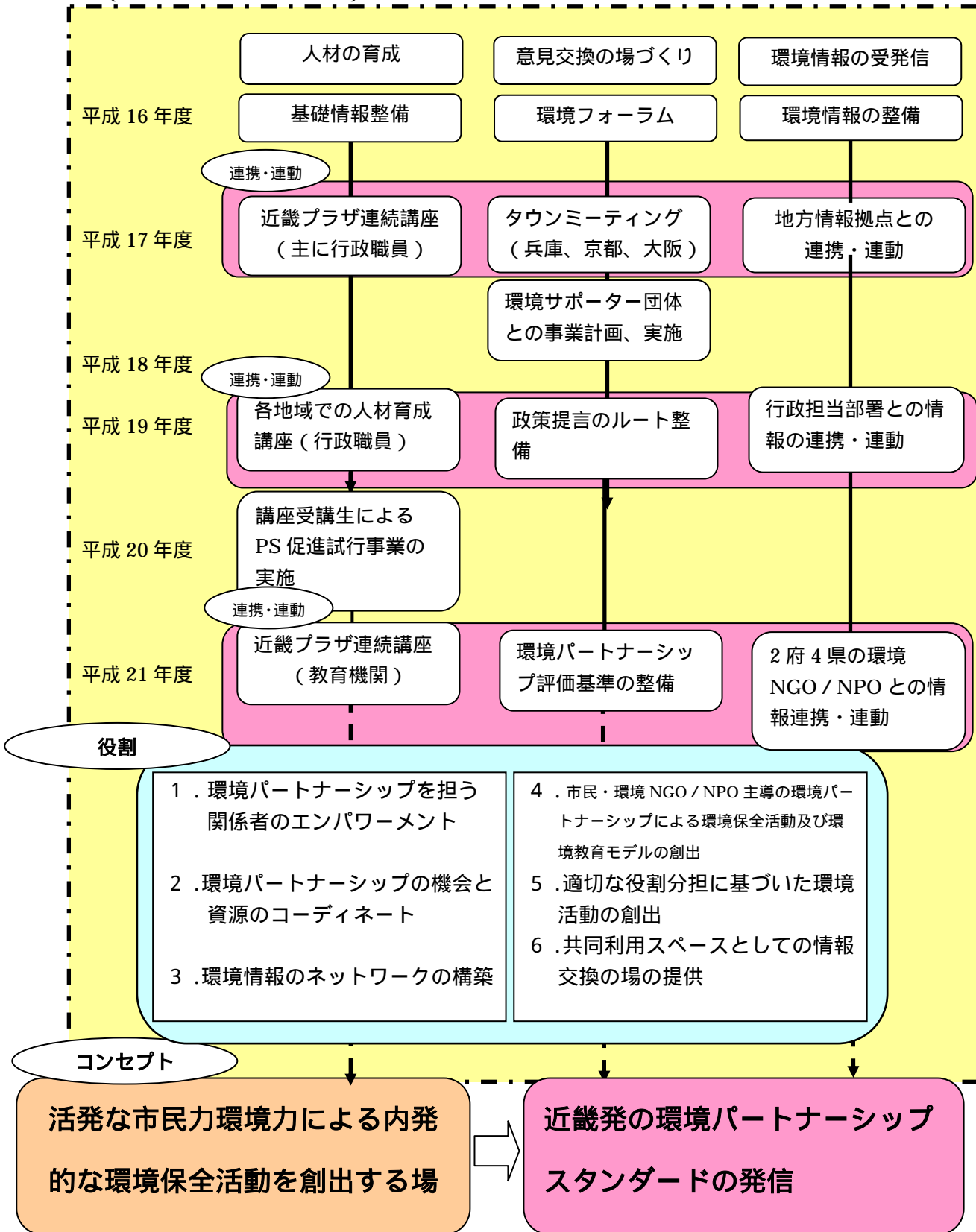
		2005年1月			2月			3月			
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
広報	近畿プラザ開設の広報・PR	→			→			→			
		開設案内発送			ホームページによる広報						
人材育成	行政担当者情報収集	→									
	講座の企画				→			→			
意見交換	環境フォーラムの開催	→						開催			
		フォーラム案内発送									
環境情報受発信	環境関連団体の情報収集				→			→			
	ホームページの開設・運用				開設	以下運用		→			
	情報ネットワークの構築	→			→			→			
	事例調査				→			→			
					講座・政策提言の場づくりに随時活用						
協働事業	環境パートナーシップ会議への参加または後援				31 (和歌山)	6 (奈良)					
PS運営	事務局会議				→			→			

平成17年度事業スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人材育成	人材育成講座の実施					近プラ		近プラ		近プラ		近プラ	
意見交換・協働	意見交換の場づくり				滋賀		兵庫		京都			大阪	
	他団体との共同事業(S P 団体との共同事業)												
環境情報発信	環境関連の団体情報収集	→											
	ホームページの開設・運用	→											
	情報ネットワーク構築 GEIC 地方プラザ 地域環境情報拠点	→											
		→											
	事例調査	→											
	情報誌発行												
広報後援	行事への参加・後援			環境月間						温暖化防止月間			
P S 運営	事務局会議		(毎月	1回)									
	運営委員会												
	評価委員会												

4. 中・長期的な事業展開

(PS=パートナーシップ)



・事業評価の考え方

1. 目的	近畿プラザが行った事業が専門性を持った委員により公正に評価を受けることにより、事業の透明性と健全性を確保し、近畿プラザのコンセプト・役割に基づいた事業が継続される。
2. 方法(案)	年度ごとに2回(6月および12月)開催し、評価が事業や次年度予算に反映されやすいようにする 評価の基準に関しては、評価委員、調査官事務所、環境省、当会議を交え、平成16年度中に策定する。 以後3年をめぐりに基準の見直しを図る

<参考> OPENに発注された場合の利点

